（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times (a \diagup b) \times 0.25$$

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第1項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

［2　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和四年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和四年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$

の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$$\{\beta \times 0.75 \times (a \diagup b) + \beta \times 0.25 \times (c \diagup d)\} \times 0.75$$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

a　算式Ⅰの符号aに同じ。

b　算式Ⅰの符号bに同じ。

c　算式Ⅰの符号eに同じ。

d　算式Ⅰの符号fに同じ。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{A \times 0.75 \times (a \diagup b) + A \times 0.25 \times (c \diagup d)\} \times 0.25$$

算式の符号

A　前条の算式Ⅱの符号βに同じ。

a　前条の算式Ⅰの符号aに同じ。

b　前条の算式Ⅰの符号bに同じ。

c　前条の算式Ⅰの符号eに同じ。

d　前条の算式Ⅰの符号fに同じ。

［2　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和三年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和三年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$